

平成 27 年 3 月 3 日

各 位

リアルコム株式会社
代表取締役社長 龍 潤生
(コード番号: 3856 東証マザーズ)
問合せ先: 取締役 吉永正紀
電話: 03-6864-4001 (代表)

当社元代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社および当社代表取締役である龍潤生は、本日、当社の元代表取締役に対して、下記のとおり損害賠償等請求訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）を提起しましたので、お知らせいたします。

なお、本件訴訟の提起につきましては、当社の監査役会および取締役会において、各々の決議を経ており、今後も監査役会および取締役会協調の上、本件訴訟を進めてまいります。

記

1. 本件訴訟を提起した裁判所および年月日
東京地方裁判所 平成 27 年 3 月 3 日

2. 本件訴訟を提起した者（原告）

- (1) 名 称: リアルコム株式会社
(2) 本 店 所 在 地: 東京都品川区東品川二丁目 2 番 4 号天王洲ファーストタワー 5 F
(3) 訴訟における代表者: 常勤監査役 若杉 武治

- (4) 名 称: 龍潤生（当社代表取締役）
(5) 住 所: 東京都品川区

3. 本件訴訟を提起した相手（被告）
当社元代表取締役 谷本 肇

4. 本件訴訟の内容と請求金額

- (1) 訴 訟 の 内 容: 原告当社による損害賠償請求
(2) 請 求 金 額: 金 1 億 7 8 2 6 万 5 6 8 8 円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払済
まで年 5 分の割合による金員
(3) 訴 訟 の 内 容: 原告龍潤生による違約金請求
(4) 請 求 金 額: 金 1 0 0 0 万円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払済まで年 5 分
の割合による金員
(5) 請 求 金 額 合 計: 金 1 億 8 8 2 6 万 5 6 8 8 円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払済
(上記(2)+(4)) まで年 5 分の割合による金員

5. 請求原因の概要（当社等の認識に基づく主張）

本件訴訟の対象となった元代表取締役（以下、「被告」といいます。）は、平成24年12月31日付にて当社取締役を辞任した後に、当社と当社子会社であるWWB株式会社（以下、「WWB」といいます。）における株式交換契約締結時及びその後に関わった当社等に対する確約に反して、当社およびWWBの競業会社である会社を設立し、その代表取締役に就任しました。

また、被告は、事実と反する情報の提供等により一部メディア等を利用して虚偽等の内容を記事として摘示・掲載させた疑いがあり、当社等は風評被害を被りました。

さらに、被告は、当該確約に反して、被告が保有する当社株式を短期間に売却しました。

結果として、当社等は損害を被ることとなりました。

当社等は、このような損害の発生について看過できないと判断して、不正競争または不法行為、債務不履行等を理由として、当社等が被った損害の賠償等を求めるため、本件訴訟を提起するにいたったものであります。

なお、今回の損害賠償請求額は現時点で計算できる主要な被害額の一部であり、それ以外の推定損害額や間接的な損害、そして未確定の損害額などについては含んでおりません。

したがって、今後、損害賠償請求額は更に追加、増額される可能性があります。

6. 今後の見通し

本件訴訟の提起が、今後の当社業績に与える影響は現時点では軽微であると思料しておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

なお、本件訴訟につきまして、株主様をはじめ関係各位にはご心配をおかけすることになるかと存じますが、当社等が被った風評被害等の損害について、然るべき責任を追及することは、当社グループの姿勢を対外的に示すとともに、会社経営の規律や企業価値等を維持する点においても必須なことでありと認識しております。

今後とも、当社の経営にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

（参考）当期連結業績予想（平成27年2月13日公表分）及び前期連結実績

（百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 （平成27年6月期）	4,133	452	372	259
前期連結実績 （平成26年6月期）	3,346	263	240	234